

---

**堺市医師会災害対応マニュアル(2)：大規模災害時の検死・検案**  
**(堺市医師会、堺市医師会災害対応マニュアル、堺、2012、p.73-78)**  
2014年11月7日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

---

災害時には避難と救命が最優先されるが、不幸にも多くの人命が失われる。災害時の検案業務も医療支援であり、検死・検案には検視官・司法警察員・検案医・法歯科医など多くの協力体制が必要になる。災害では身許不明者も多く、その災害の種類によって死亡形態も違ってくる。刑事訴訟法第 229 条により、変死者または変死の疑いのある場合、その所在地を管轄する地方検察庁または区検察庁の検察官は検視をしなければならない。検察官は検察事務官または司法警察員に前項の処分をさせることができるようになっている。すなわち、災害時による死亡者は異常死と判断されるため、検察・警察の検視が行われ、検案し検案書の発行となる。検案書は亡くなられた方の戸籍の抹消と、埋葬許可に絶対必要な公文書である。死亡診断書もしくは死体検案書は、私権の消滅を証明する書類であり医師でなければ作成できないが、(死亡診断書は歯科医師でも可能) 検視に立ち会い、検案を行う医師に特別な資格は必要ない。災害時には、大学の法医学教室、監察医、警察医とともに臨床医の協力体制が必要である。大規模災害では、想定を超えた患者や死者が発生する。亡くなられた方の尊厳を守り、遺体の管理、死因の特定を行い、できるだけ早い遺族へのご遺体の引き渡しが必要になる。

災害時の検案体制の構築のためには以下の項目が必要である。

- (1) 検案場所の確保
- (2) 検視担当官、検案医師、補助者の確保
- (3) 遺体安置場所の確保
- (4) 広報担当者の確保
- (5) 遺体の移送手段と移送者の確保
- (6) 遺体防腐処置
- (7) 火葬場の確保
- (8) 検案書の発行と保管機関の決定
- (9) 警察業務への理解と協力

この中でも(2) 検視担当官、検案医師、補助者の確保と(8) 検案書の発行と保管機関の決定が特に重要ではないかと考える。

(2) 検視担当官、検案医師、補助者の確保に関して、大規模災害発生時には医療側に加え、警察、消防ともに人員不足となる。また、身元確認のために重要な役割を担う

歯型確認検査を行う歯科医師・法歯学者、薬毒検査のための血液・尿採取や身許不明や損害高度な死体の場合にDNA鑑定用の試料採取や記録のための検案補助者が必要となる。災害規模によっては他所・他府県からの救援・支援を受けなければならない。迅速な人員確保と確保した職種間のスムーズな連携が必要不可欠である。

(8) 検案書の発行と保管機関の決定に関して、大規模災害時の検案書は、戸籍抹消と埋火葬許可だけでなく、統計資料、原因究明、刑事・民事裁判の資料として、また特に地震の場合などは後の復興計画に建築学会・地震学会などによる防災計画立案などに死体検案書が有力な資料の一つになる。また、個人の遺産の相続にも関わってくる。書類の散逸を防ぎ、事後の資料としての準備のためにも、検案医師群が統一した見解と方針をもって検案作業を実施し正確かつ書式にあった検案書の作成が必要で、死体検案書の発行（交付）機関と書類保管機関は一か所が望ましい。

大規模災害は、大小、天災、人災、事件・事変に関わらずいつでも予期せぬところでも発生し得る。医療施設をはじめとして全ての社会生活に関わる場所、マンパワーは想定数値を基に運営・運用されている。災害時は、想定外の数値をもたらすためすべての物資、収容場所、マンパワーが不足する。負傷者の対応に加え、死亡者とその家族への対応も必要で重要である。